

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正管理)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項に定める必要な措置として、個人情報の取扱いに係る管理規程等を整備するとともに、管理責任者を選定して管理体制を整備しなければならない。

3 受注者は、この契約における個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）及び保管場所を定め、入退室の規制、防犯防災対策その他の安全対策の措置を講じなければならない。

4 受注者は、この契約の業務に着手する前に、前2項に規定する措置のうち、必要な事項について書面により発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知)

第4条 受注者は、この契約による事務に従事している者（以下「事務従事者」という。）に対し、次の各号に掲げる個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

- (1) 在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。
- (2) 作業場所から個人情報を無断で持ち出してはならないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報を保護するために必要と認めること。

(教育の実施)

第5条 受注者は、事務従事者に対し、この契約により遵守しなければならない事項、個人情報に関する法令等（寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例及び寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則を含む。）に関し、必要な研修を実施しなければならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達

成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を処理するための個人情報

報を自ら取り扱うものとし、第三者に当該事務を委託してはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託先において個人情報を適切に取り扱うことができることを確認した上で、その内容を発注者に報告し、再委託することについて発注者の承諾を受けなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も準用する。

(実地による調査等)

第10条 発注者は、委託業務に関する個人情報の取扱いについて、この特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか受注者に報告を求め、必要があると認めるときは、実地の調査を行うことができる。

2 受注者が、委託業務の一部を再委託するときは、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者を通じて又は発注者自らが前項の措置を実施する。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(資料等の返還等)

第11条 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を厳重に保管し、この契約が完了、その他の理由により終了し、又は解除された場合は、直ちに発注者に返還し、又は引渡し、そのことを書面で報告するものとする。ただし、受注者が資料等を直ちに発注者に返還し、又は引渡すことができない特別の事情があると発注者が認める場合は、受注者が資料等を廃棄又は消去し、そのことを書面で報告するものとする。

(事故発生時の報告)

第12条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったとき

は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第 13 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約により取り扱う個人情報について、受注者又は第 9 条における再委託先等の責めに帰すべき理由による漏えい、滅失又はき損等があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、受注者がこの特記事項に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認めるとき。